

請求項の記載に誤りがある場合の特許権侵害判断 ～外国企業が中国で権利行使する場合の注意点～

中国知的財産権訴訟判例解説（第37回）

北京西科盛世通ホテル会展設備製造有限公司
上訴人（一審原告）

広州市番禺区恒美ホテル金属家具製造有限公司
被上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

被疑侵害製品が特許発明の技術的範囲に属するか否かは、特許請求の範囲に記載された文言に基づいて判断を行う。

しかしながら、何らかの原因により請求項に誤りを含んだまま特許が成立する場合がある。中国では訂正審判制度が存在しないため、誤記を訂正することができない。

本事件では、請求項中に明らかな誤記が存在しており、被疑侵害製品が技術的範囲に属するか否かが争点となった。上海市第一中級人民法院は、技術的範囲に属しないと判断したが¹、上海市高級人民法院は明細書及び図面等から当業者が明らかに誤記であると判断でき、かつ、当業者が更正すべき答案を明らかに確定できるとして、技術的範囲に属するとの判決をなした²。

2. 背景

(1) 特許の内容

米国の西科公司（原告Sico Incorporated）は、“移動可能な折り畳み台”と称する発明特許ZL95196021.0号（以下、021特許という）を所有している。021特許は1995年11月13日国家知識産権局に出願され、2003年7月23日に公告された。

争点となった請求項3は以下のとおりである。

1 上海市第一中級人民法院判決（2011）沪一中民五（知）初字第89号

2 上海市高級人民法院2012年10月31日判決（2012）沪高民三（知）終字第44号